

# お忘れの手続きはありませんか

## り災証明書

住家などの被害状況を証明するものです。状況に応じて被害認定調査を行います。一部損壊のり災証明書は、市役所総務課窓口で即時発行します。

●対象 被災した住家・非住家（納屋など）

- 申請期限 2月28日(火)
- 申請・問い合わせ先 総務課 交通防災班(合志庁舎)  
☎(242)1112

## 被災家屋などの解体撤去

被災した家屋などの解体撤去、またはその費用を支援します。

- 対象 り災証明書で半壊判定以上の認定を受け、建物の解体撤去を希望する人。または業者に依頼し、解体が完了した人。
- 申請期限 解体撤去 5月31日(水)  
費用支援 2月28日(火)
- 申請・問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎)  
☎(248)1202

## みなし仮設住宅

被災者に提供しているみなし仮設住宅の申請期限が決まりました。特殊事情がある場合は、その状況に応じて相談を受けています。

- 対象 り災証明で半壊以上の認定を受けている世帯
- 申請期限 3月31日(金)
- 申請・問い合わせ先 都市計画課(西合志庁舎)  
☎(242)1104

## 2月1日〜新たに受け付けています 一部損壊世帯への義援金

り災証明書で一部損壊の判定を受け、次に当てはまる世帯へ、義援金10万円を支給します。申請がなければ支給されませんのでご注意ください。

- 対象 居住する住家が一部損壊の判定を受け、その修理費用に100万円以上支出した世帯(居住者のみ)
- 対象となる工事箇所 日常生活に欠くことができない部分の修理(内装のみや外構の工事、家電製品の修理などは除く)
- 屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア、窓などの開口部(ガラス・鍵の交換も含む)
- 衛生設備(便器、浴槽など)

## 後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

●対象 被保険者またはその属する世帯の生計維持者が居住する住宅につき、受けた損害の程度が半壊以上の人

※地震により世帯の生計維持者が死亡・行方不明・障害を受けた人、著しい収入減となった被保険者も減免の対象となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

- 減免内容
  - ・半壊・大規模半壊 …1/2減免
  - ・全壊 …全額減免
- 申請に必要なもの
  - ・被保険者本人の印鑑
  - ・り災証明書(写し可)
  - ・振込先口座が分かるもの
- 申請期限 介護保険料 3月31日(金)  
後期高齢者医療保険料 4月13日(木)
- 申請・問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)  
☎(242)1109

## 災害復興商品券

住宅や店舗の復旧工事費用を5万円分の商品券で助成します。工事前の人も期限までに申請してください。左記の義援金とあわせて受給できます。

- 対象 被災した住宅や店舗の復旧に必要な工事で、合計50万円以上の工事
- 申請期限 3月31日(金)
- 申請・問い合わせ先 商工振興課(合志庁舎)  
☎(248)1115

- ・給湯設備(電気温水器など)
- ・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線、吸排気設備(換気扇など)
- ※壊れていない場合の取り換えやリフォームなどは対象になりません。
- ※共同住宅(マンション)や賃貸住宅(アパートなど)は別途お尋ねください。
- 必要書類 り災証明書、領収書、修理工事の内容が分かる書類(工事内訳書、明細書、見積書など)、印鑑、振込先口座が分かるもの
- 申請期限 平成30年3月末
- 申請窓口 合志庁舎 1階ロビー  
平日午前9時〜午後4時
- 問い合わせ先 福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)  
☎(242)1149

## 医療費の一部負担金の還付

●対象 次のいずれかに当てはまる人で、すでに医療機関などに一部負担金を支払った人

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被害を受けた人
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者が行方不明になった人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

## 国民健康保険

- 申請に必要なもの
  - ・保険証
  - ・世帯主の印鑑
  - ・医療機関などで一部負担金を支払った領収証
- 対象①〜⑤に当てはまることを証明する書類(り災証明書など)
- ・世帯主の振込先口座が分かるもの
- ・窓口に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- 申請・問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎)  
☎(242)1183

## 新しい国民健康保険 被保険者証(保険証)を送付します

▼問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎)  
☎(242)1183

現在の保険証の有効期限は3月末までとなっています。新しい保険証は、世帯主宛てに3月中旬頃に封書(簡易書留郵便)で送付します。

配達時に不在であれば「郵便物等お預かりのお知らせ」が投函されます。その際は郵便局へ連絡して希望の日時に再配達してもらおうか、郵便局窓口で受け取ることができます。

保険証が届いたら、記載内容(住所・氏名・生年月日など)を必ず確認してください。

今回発送する保険証の有効期限は平成30年3月31日ですが、次のような場合は有効期限が短くなります。

- 平成30年3月31日までに75歳になる場合
  - ・有効期限は満75歳の誕生日の前日
- 退職被保険者および退職被扶養者で、平成30年3月31日までに65歳になる場合
  - ・有効期限は満65歳の誕生日の月末(1日生まれの場合は前月末)

## 後期高齢者医療

●申請に必要なもの

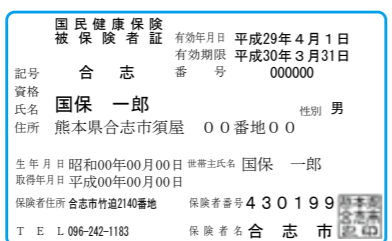
- ・保険証
- ・被保険者本人の印鑑
- ・医療機関などで一部負担金を支払った領収証
- 対象①〜⑤に当てはまることを証明する書類(り災証明書など)
- ・振込先口座が分かるもの
- ・窓口に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- 申請・問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)  
☎(242)1109

## 被災住宅の応急修理

被災した住宅で、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理について、一定の範囲内で費用を支援します。

- 対象 り災証明書で半壊以上の認定を受け、自ら修理する資力のない世帯
- 申請期限 4月13日(木)
- 申請・問い合わせ先 都市計画課(西合志庁舎)  
☎(242)1104

この部分が国民健康保険証になります。保険証をゆつくりはがして使用してください。



861-1102  
熊本県合志市須屋  
00番地00

国保 一郎 様